

# 「学校図書館いきいき推進事業」学校図書館業務委託 プロポーザル審査要領

令和 8 年 1 月 5 日  
四日市市教育委員会

## 第 1 審査の対象事業者

- 1 「『学校図書館いきいき推進事業』学校図書館業務委託 プロポーザル実施要領」  
[第 4 参加資格要件] を満たすものとする。

## 第 2 審査の実施

- 1 日時 令和 8 年 1 月 28 日（水）
- 2 場所 四日市市役所 9 階 教育委員会室
- 3 審査型式 プレゼンテーション及びヒアリング

## 第 3 審査の方法

- ・ 時間は、1 事業者プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 20 分程度とする。また、プレゼンテーション参加者は 1 事業者 3 名以内とする。
- ・ プrezentationは提案書のみで行い、当日の資料持込は不可とする。また、パソコン・プロジェクター等の機材を用いることは禁じる。
- ・ 必要な場合は、後日、選考事業者の受託現場の確認を行う。

## 第 4 審査項目（配点）

- (1) 会社概要（10 点）
- (2) 学校図書館運営業務実績（10 点）
- (3) 学校図書館運営業務に係る基本方針・考え方（10 点）
- (4) 業務にあたっての児童・生徒・教諭・ボランティアへの対応についての考え方（10 点）
- (5) 業務体制とバックアップ体制についての考え方と具体的提案（30 点）  
※4 月 13 日までの準備スケジュール、読書活動支援・家庭読書推進・授業支援の業務の提案も含む。
- (6) 司書及び巡回指導員に対する研修体制について（10 点）
- (7) 司書及び巡回指導員の資格と知識や経験等について（10 点）
- (8) プライバシー保護に関する考え方（10 点）

## 第 5 その他

- 1 提案書に基づき、審査委員会において [第 4 審査項目] の審査を行う。
- 2 事務局が各審査委員の点数を取りまとめ、資料を作成する。
- 3 審査委員会、合議の上、契約業者を決定する。